

時 事 新 報

政府の讓歩

衆議院の特別委員が政府と談判の末、その内約とも云ふ可き條件を齎せしより議會に於ても曾に詔勅に恭順するのみならず、快く政府と並び立て和衷協同せんとの勢なりと云ふ實は事態の尙ほ未だ爰に至らざる時に當り早く自から悟らすして遂に紛擾を宸聽に遠せしめたるが如き我輩の返すくも遺憾とする所なれども人悉く文殊にもあらず此の如きは凡夫の智慧の往々免れざる所なれば今更悔ゆるも詮なき次第にして兎も角も折角の端緒を得たるは先づ以て賀す可きものと雖も、右の内約の中に憲法第六十七條の費用中級急を關し削減に同意す可きものは同意す可しとあるに至ては實に事の意外に驚かざるを得ず既に削減にも紛争の因たる可らずと定められたる第六十七條費用の多となれば政府は斷然ふれに據りて覆牒を守り以て感信を保つ可しとは蓋し何人も想像せし所ならん又政府部内に一大改革を施したるは元費の削減す可きもの素より少なからざる可しと雖も今日の行政組織に對する彼の政府の豫算案に於ては云ふ迄もなく節約に節約を加へ減じ得可き限りを減じたるものにして決して俗に所謂削減直等のある可しとは是れ亦何人も思奇らざる所なる可し左ればも政府委員も豫算案の議場に於て厘毛も減する能はずと斷言せしむる可く我輩も亦此點に於て政府を信用したればも民黨が過激の難題を以て激に政府を攻撃するものと認め紛擾の曲は民黨に在りとして其難急を咎めたるも亦ありしに豈圖らんや政府は六十七條の款項中にも緩急を見て同意す可きものには同意す可しと云ひ尙ほ總理大臣の演説に徴すれば前日に於ける政府と議會との行違は今や云々するの費用なしとて明に覆牒を取消したる是れによりて觀れば元來かの政府の豫算案には削減し得可きの餘地ありしものなり若しも眞に餘地なしとすれば削減と雖も之を如何せんや況んや削減には六十七條は紛擾の因たる可らずと定められしにして無難なる削減を命ぜられたるにはあらず然るに今日に至りて原案提出者の方より削減の餘地あるを宣言したるは再三議會に直切られて遂に價の本相を現はし俗に云ふれ愛嬌の直引もて客の足を止めたるものと云ふ可きもの右の立言果して違はずれば民黨が之を激論に斥へ之を上奏に訴へ飽までも削減に同意を求めて屈せざるも自から一理のありしにして決して紛擾の曲は民黨に在りとのみは斷言するを得可らず事政府の豫算案を以て然らしむるなりと云ふも亦敢て不可なきが如し左れば我輩は不日政府と議會と和協して其所削減し得可きを削減するの議事に當ては民黨が自家の見所を固執して無難なる注文をなすもなく此際首尾よく終りを告げんとを切に斷る者なればも既に豫算案に此點あるに於ては其の趣く所、必要も或は無難視して又もや結末に困難するもあらん歟と物に掛念に堪へざるなり政府は又第五議會開會まで行政各部の整理をなし政府の實を擧ぐるもとを努め特に海軍の如きは急に大改革に着手す可しと約し伊藤總理大臣は嘗て責任を完せんとして多量削減の口實は恰も爰に寓するもの一如くれば此回政府も大奮發を以て遂に實行に着手するもならんと雖も大改革の事たるやツマリ吏員を省き俸給を減するの沙汰にして其結果は官僚の利害に直接間接の關係を及ぼすもなれば爲めに怨恨も生ず可く不平も起る可く其困難にして且つ不利なるも殆んど想像に餘りあり是れも元勳内閣の威光を以て斷然處分す可しとあればソレ迄なればも此の如くにして民黨は民論の行はれたるに満足し議會は靜謐にして政府に甘服す可きやと云ふに毎度我紙上に陳べたる如く今の議員は年來民心に感せしめたる不平の感情を代表するものにして其望む所は政費削減など云へる實物の得喪に非ざるが故に折角の大奮發も實際に効なく政府は恰も此一事を以て少数なき部内の味方を敵にするの姿となりて更に新奇荒手の攻撃に逢ふもなきを期す可らず削減せざれば議會に責められ削減するも尙ほ責めらるる上に併せて脚下に火を起すももならず其損失たる實に大なりと云ふ可し之を要するに政府のたびの讓歩は失ふ所甚だ多くして得る所甚だ少なく和協の方略甚巧に似て其實甚だ拙なるものとして我輩の惜む所なり

貴族院議事

二月十六日午前十一時開議
例に仍りて議長は一二の報告を爲し直に議事日程に入

砂礫採取法案 第一讀會

特別委員長近衛篤磨氏委員會に於ける経過を報道して曰く抑も本案は第一期議會に於て政府より提出せられ再度委員に附託せられその後第二期議會に於て同れども同院の議事の上からして休會となり今回又々提出せられたるは即ち本案にして政府に於ての多く爲るに於て修正したる箇條を參酌したるもの多し而して委員の必要なるものは理由書に善なる如く又礦業條例の實施されし今日砂礫の取締は頗る必要なるものと諸君の諒知する所なれば本員亦贊成せしむるべしと云ふを以て引續き修正法案に就き簡潔にその理由を説明したり引續き武井守正氏は砂礫採取に水利等に関する關係ありて國家經濟上に損害ありとて伯耆日野川に於て砂礫採取の爲めに川床の埋もる有様を統計して示し且つ砂礫は土砂中一分一厘を含有するに過ぎず百分の一の砂礫を採る爲め他の土砂を川流に押流すは國家經濟上甚高を以て敷らるるも目下之に據りて衣食するもの數十萬を以て敷らるるべし故に本員は制止せしむるべしと云ふを以て然るものなるが運輸交通の發達と共に砂礫採取は自然に廢するもの多からざるべし本員は先づこれを降壇しむを得ず本案の必要を認むるものなりと述べて降壇したるに政府委員和田維四郎氏は之を辨駁して云く武井君の說は大體事實に近けれども砂礫の採るに當り砂礫のみに非ざる砂金、砂銅等もあり又砂礫は土砂中百分の一に過ぎずと唱へらるるれども本員の調査したる處水利等に就き云々する處ありたるが本案成立せば武井君の把握する處は防ぐもを得るなり試に第五、六、八、二十三條等に就て之を看るべしと述べ谷干城氏及平田東助氏は本案に就て數ヶ所用ひらるる處の一又は關係人への五字を削除したる理由を問ひ政府委員及特別委員に答へその二三の質問ありたるのみにて別に異議も無ければ議長は第二讀會に移すや否やに就き採決するに在りて多數を以て可決したるが西五辻文伸氏は議案を提出し賛成者ありたり議長は之を採決したるを命じたるは正午過ぎなり

砂礫採取法案 第二讀會

議長は逐條審判官をして朗讀せしめ一條若くは數ヶ條を便宜議事に附したるに第一、二條は原案に三條は委員修正に決し第四條に至りて谷干城氏は委員會に於て「又、關係人の五字を削除したるは不都合なれば原案の如く復活すべし」として其理由を詳述し小畑、小原長谷川等の諸氏之に賛成して同じく理由を簡述し議長之を採決して遂に原案に決し第五條は委員修正に第六、七、八、九、十條は委員修正に何れも決定し第十一條に至りて馬屋原彰氏は之を修正して「第六條第八條第九條第十條ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルヲ得」となさんとてその理由を續々説明し行政裁判法を惹き續業條例に照し又は市町村制等を引き證して數十分間陳述したり折柄小畑美稻氏は行政裁判所出訴期限を三十日以内に限りたる理由を質問し政府委員和田維四郎氏は之に答へ且つ馬屋原氏の動議は定規の賛成を得て遂に議決したるに起立者少數更先づ馬屋原氏の動議に就き採決したるに起立者少數更に委員修正に就き採決して遂に決定せり第十二條より第十七條迄は總て原案を可決し第十八條一項第三項は原案に決し第二項は委員修正を可決し第十九條より第二十四條迄は悉く原案に決し近衛篤磨氏は引續き三讀會を開かんとする動議を提出したるに賛成者多數議長之を採決して遂に三讀會を開くもとなりたり

貴族院の見聞

議事の経過 昨日午前十一時開會す議長は例の如く二三の報告を爲し直に議事日程に移り砂礫採取法案の第一讀會を開く特別委員長近衛篤磨氏登壇し委員會の経過及び修正の理由を報道せり次で武井守正氏登壇して元來砂礫採取は國家經濟上不利なれども一朝之を禁止するに至らば目下之が爲めに衣食するもの業を失ふの不幸あるを以て本員は不得已本案に賛成すとて其理由を演説せしが政府委員和田維四郎氏は砂礫採取の決して國家經濟上不利なざる所以を論陳せり夫れより谷干城、渡邊清、平田東助等の諸氏より政府委員に質問する所ありて第一讀會を終了し西五辻文伸氏の動議に依り議事日程を變更して引續き第二讀會を開く事と爲りしも時方に正午なりしを以て休會を告げ午後一時十五分再開議逐條審判官をして第四條に至りて委員修正に於て所有者の下「又、關係人」の五字を削除せしを原案に復活したしとの修正説を提出せしが多數の賛成者ありて遂に議決通過せり又第十一條に就て馬屋原彰氏より出訴期限の三十日以内にありと云ふを以て修正説を提出し議長は賛成者ありしを以て採決し之を可決し第二讀會を終了せしが近衛公の動議に依り直に第三讀會を開く事となり第二讀會決議の原案を其儘可決し二時半散會せり

砂礫採取法案 第三讀會

議長は逐條審判官をして朗讀せしめ一條若くは數ヶ條を便宜議事に附したるに第一、二條は原案に三條は委員修正に決し第四條に至りて谷干城氏は委員會に於て「又、關係人の五字を削除したるは不都合なれば原案の如く復活すべし」として其理由を詳述し小畑、小原長谷川等の諸氏之に賛成して同じく理由を簡述し議長之を採決して遂に原案に決し第五條は委員修正に第六、七、八、九、十條は委員修正に何れも決定し第十一條に至りて馬屋原彰氏は之を修正して「第六條第八條第九條第十條ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルヲ得」となさんとてその理由を續々説明し行政裁判法を惹き續業條例に照し又は市町村制等を引き證して數十分間陳述したり折柄小畑美稻氏は行政裁判所出訴期限を三十日以内に限りたる理由を質問し政府委員和田維四郎氏は之に答へ且つ馬屋原氏の動議は定規の賛成を得て遂に議決したるに起立者少數更先づ馬屋原氏の動議に就き採決したるに起立者少數更に委員修正に就き採決して遂に決定せり第十二條より第十七條迄は總て原案を可決し第十八條一項第三項は原案に決し第二項は委員修正を可決し第十九條より第二十四條迄は悉く原案に決し近衛篤磨氏は引續き三讀會を開かんとする動議を提出したるに賛成者多數議長之を採決して遂に三讀會を開くもとなりたり

再調豫算委員

衆議院の豫算委員